

要求実現の力をもつ
労働組合をめざし
全国で組織建設と
拡大をすすめよう！

金属労働新聞

発行所
全日本金属情報機器
労働組合(略称 JMIU)
〒114-0023 東京都北区滝野川
3-3-1 ユニオンコーポ3階
電話 (03) 5961-5601~2
FAX (03) 5961-5603
※組織外、無断転載禁止

戦争法廃止！ 安倍政権退陣！ 野党は共闘！ 国会正門9000人 「2000万人署名」へ決意



戦争法廃止！ 安倍政権打倒へ、野党共闘をとコールを上げる（11月19日 国会正門前）

「戦争法はいますぐ廃止!」「野党は共闘!」。戦争法の強行成立から2カ月たった11月19日、国会正門前に、労働者、市民など9000人のコールが響きました。集会では共産党の井上哲士参院議員、民主党の福山哲郎参院議員、社民党の照屋寛徳衆院議員があいさつ。この日、「総がかり行動実行委員会」など運動団体と5野党との2回目の懇談会が開かれ、戦争法廃止の世論と運動の加速へ、今後2週間に一度のペースで懇談していくことなどが確認されたとの報告に、「いいぞ!」「よーし!」と歓声があがりました。

この日の集会には、インドとカナダの代表からも連帯のあいさつがありました。主催者を代表し行動提起した高田健氏は、「今日は、全国各地で集会やデモなど多彩な行動がおこなわれている。毎月19日を、『行動にイク日』にしよう。2000万人署名をかならず4月までにやりぬこう」とよびかけました。

「総がかり行動実行委員会」は、「毎月19日の全国いっせい行動」と「毎月第3火曜日の全国いっせい署名行動」を提起しています。JMIUは、「9の日行動」で、職場・地域で署名・学習をと提起しています。2000万人署名では、3万筆を目標にかかげ、とりくみをスタートさせています。

<当面の行動>

- 12・6銀座大行進 13:00日比谷野音集会・14:30銀座デモ（主催：SEARDs／学者の会、共催：総がかり実行委員会）
- 12・19大学学習集会 14:00～、東京都北区・北とびあ・さくらホール（主催：総がかり実行委員会）

「マイナンバー」制度に関し、全国で統一要求書提出 「提出なくても、不利益なし」文化シヤッター

実施は来年1月から 今からでも要求を提出しよう

「情報管理に新たな費用がかかる」「不利益扱いや、個人情報の漏えいが心配」…。マイナンバー制度が来年1月からスタートしますが、企業からも、国民からも苦情や不安の声がおこっています。JMIUは、秋年末闘争のなかで、マイナンバー制度に関わる統一要求書を提出し交渉しています。交渉では、「マイナンバーの提出がなくても不利益扱いはしない」との回答がある一方、多くが「法律を遵守」にとどまっています。

「マイナンバーの提供拒否など理由に 不利益扱いはするな」ほか、6項目を要求

政府はマイナンバー制度導入の目的は「税と社会保障行政の効率化」などと、もっともなことを言います。しかしその真のねらいは、一人ひとりの所得や預貯、医療情報から犯罪歴まで国家が一人ひとりを一元管理・監視しようとするもの。プライバシーをはじめ個人の人格権や自由を侵害する憲法違反の制度です。

JMIUは、各経営者に対し制度の導入に反対する立場を伝えるとともに、以下の6項目を要求しています。

- ①法律で義務付けられている「安全管理措置」にもとづく基本方針、取扱い規定等の開示。
- ②法令で定められた目的外への使用禁止。従業員に対する使用目的等の具体的な説明と理解。
- ③マイナンバーの提供を拒否する等を理由とした解雇などいっさいの不利益取り扱いの禁止。
- ④出向・転籍等含め、従業員（組合員）情報の社外への提供禁止。
- ⑤情報管理についての経営者責任と管理体制の明確化。管理を担当する労働者に責任を押し付けない

こと。

⑥情報漏えいなど発生した際の労働組合への迅速な報告と適切な措置。

60支部分会で要求提出！ 全支部提出へ

マイナンバー制度に関する要求は現在、60支部分会で提出され、「マイナンバーの提供を拒否する等を理由に解雇をはじめいっさいの不利益取り扱いを行わない」要求を重点の一つにして交渉。「マイナンバーの提供を拒否した従業員に不利益扱いはしない」（文化シヤッター）、「解雇などまったく考えていない」（神奈川・東京スチールセンター）などの回答を引き出しています。

JMIU以外の一部に「提出を拒んだ場合は処分もある」「就業規則で別途定める」など、労働者への強制と罰則をにおわす経営者が出ています。しかし法律に罰則などなく、政府も「番号が記載されていなくても書類は受け取る」「従業員、事業主に不利益はない」（内閣府）と明言しているもと、「未提出」を理由に従業員に不利益を与えることは不当です。

JMIUは、「法律を遵守」にとどまっているところでの引き続く交渉と、全支部での要求提出をめざしています。

「番号の記載なしでも受理。不利益なし」—内閣府回答

中小の経営者などが加盟する全国中小業者団体連絡会がおこなった省庁交渉で、「マイナンバーの記載がなくても提出書類を受け取り、不利益や罰則はない」ことが明らかにされました。（10月27・28日交渉）

○内閣府＝①「個人番号（マイナンバー）カードの取得は強制ではない。取得せずとも不利益はない」、②「（雇用保険、健康保険などの）書類に番号が記載されていなくても書類は受け取る。記載されていないことで従業員、事業主に不利益はない」、③「従業員から番号提出を拒否されたときは、その経過を記録するが、記録がないことによる罰則はない」